令和９年度　豊見城市
『幼稚園・認定こども園（１号認定）』
利 用 案 内





		公立認定こども園（上田こども園） ※詳細はＰ５～をご参照ください。	公私連携認定こども園・ 私立認定こども園・私立幼稚園
受付期間		【４月入園に係る一次受付期間】 **令和８年１１月１６日(月)～ ２７日(金)**	希望施設に直接お問い合わせください。
手続きの流れ↓↓	ステップ１	市役所(保育こども園課)へ申込書類一式をご提出ください	希望施設へ直接入園申込みを行います。
	ステップ２	市役所から内定の連絡を行います。 ※定員を超える場合、市役所で選考を行います。	各施設から内定の連絡を行います。 ※定員を超える場合は、各施設で選考を行います。 施設経由で給付認定申請を行ってください。
	ステップ３	園にて面談実施後、入園決定となります。	園から入園決定の連絡を行います。 ※面談等については、内定施設にご確認ください。

～ 幼稚園・認定こども園を教育利用(１号)する方 ～

この案内では、幼稚園・認定こども園（教育利用・１号）の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について重要なことを記載しています。

申込みにあたっては、必ず案内冊子の内容をご確認ください。

※本冊子は令和８年９月に作成していますので、令和９年４月の現状と異なる場合があります。

※認可保育園や認定こども園の保育利用(２・３号認定)を希望する場合は、別の案内冊子『**認定こども園・保育園等利用申込みのご案内**』をご覧ください。

Ⅰ．教育・保育給付認定について

新制度に移行した幼稚園・認定こども園・保育所等を利用するためには、「教育･保育給付認定」を受ける必要があります。教育･保育給付認定は、保護者及び子どもの状況により３つの区分に分かれます。

① 教育・保育給付の認定区分

保育利用をご希望の場合は、別冊《認定こども園・保育園等利用申込みのご案内(２・３号認定用)》をご確認ください。

認定区分	**１号認定**	２号認定	３号認定
年齢	**満３歳以上**	満３歳以上	満３歳未満
施設利用区分	**教育利用**	保育利用	
保育の必要性	**なし**	あり	
対象施設	**・幼稚園（新制度移行済）** **・認定こども園**	・認可保育園 ・認定こども園	・認可保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業（小規模保育等）
保育料	**〈満３歳以上〉** **無償化**	〈３～５歳児クラス〉 無償化	〈０～２歳児クラス〉 住民税非課税世帯のみ無償化 ※住民税課税世帯は、課税額に応じて市が負担額を決定。
給食費	**〈満３歳以上〉** **施設ごとに設定された料金**	〈３～５歳児クラス〉 施設ごとに設定された料金	

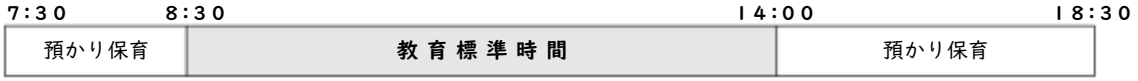
幼稚園(新制度移行済)や認定こども園の教育利用には、こちらの認定が必要です。

② 認定区分ごとのイメージ

預かり保育を利用し、その利用料が**無償化の対象**となるためには「施設等利用給付認定(新２･３号認定)」が必要です。※別途要手続

〈 １ 号 認 定 〉

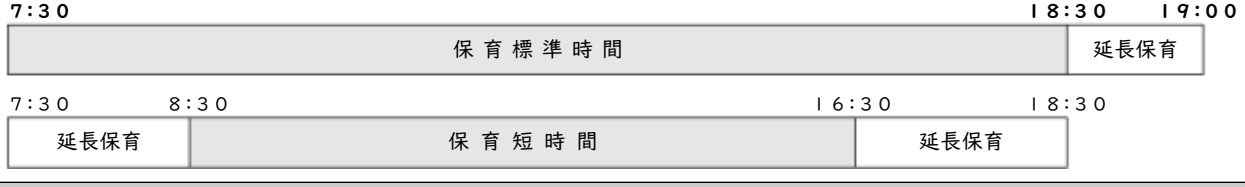
開　園　日 ： 月 ～ 金
教育標準時間 ： ８時３０分 ～ １４時００分
休　園　日 ： 土曜、日曜、祝日、夏･秋･冬･春季休業日



〈 ２・３号認定 〉

開　園　日 ： 月 ～ 土
保育標準時間 ： ７時３０分 ～ １８時３０分（最大 11 時間）
保育短時間 ： ８時３０分 ～ １６時３０分（最大８時間）
休　園　日 ： 日曜、祝日

２・３号認定の案内
↓↓

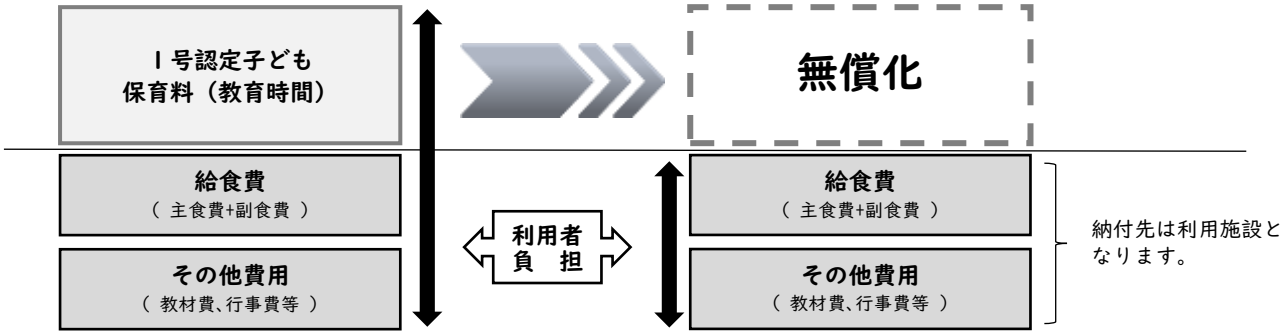


※開園時間等は各施設により異なります。施設一覧または各施設に直接お問い合わせください。

２．幼稚園・認定こども園の教育利用（１号認定）にあたって

① 利用者負担（保育料等）について

令和元年 10 月からの幼児教育無償化により、１号認定（満３歳児～５歳児クラス）のお子さんの保育料は無料となります。なお、給食費や教材費、行事費などは無償化の対象とならず、保護者負担となります。



② 給食費について

施設ごとに設定された給食費（主食費及び副食費）を各施設（公立を除く）にて実費徴収します。
ただし、住民税所得割額７７，１０１円未満の世帯の子ども、第３子以降の子ども（小学校１～３年生および認可保育所等に入園する兄姉が２人以上いる場合）、生活保護世帯、里親世帯については、副食費が免除されます。

〈副食費徴収有無判定について〉

・住民税所得割額は保護者の合算額に基づき算定いたします。また、保護者の収入が生活保護基準と同等である場合で、かつ祖父母等と同居している場合には、祖父母等の税額を合算して算定することがあります。
・住民税額を計算する際、調整控除と定額減税以外の税額控除は適用されません。
・毎年９月が副食費徴収有無判定の切り替え月となります。

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
令和８年度住民税額に基づき判定 （令和７年中の収入）					**令和９年度住民税額に基づき判定** （令和８年中の収入）						

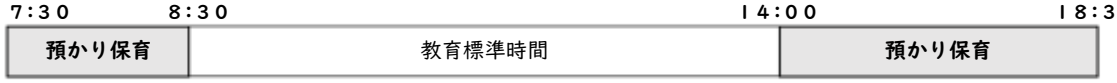
※未申告などで課税情報の確認ができない場合は一律に**『副食費徴収あり』**として取り扱います。

③ 預かり保育について

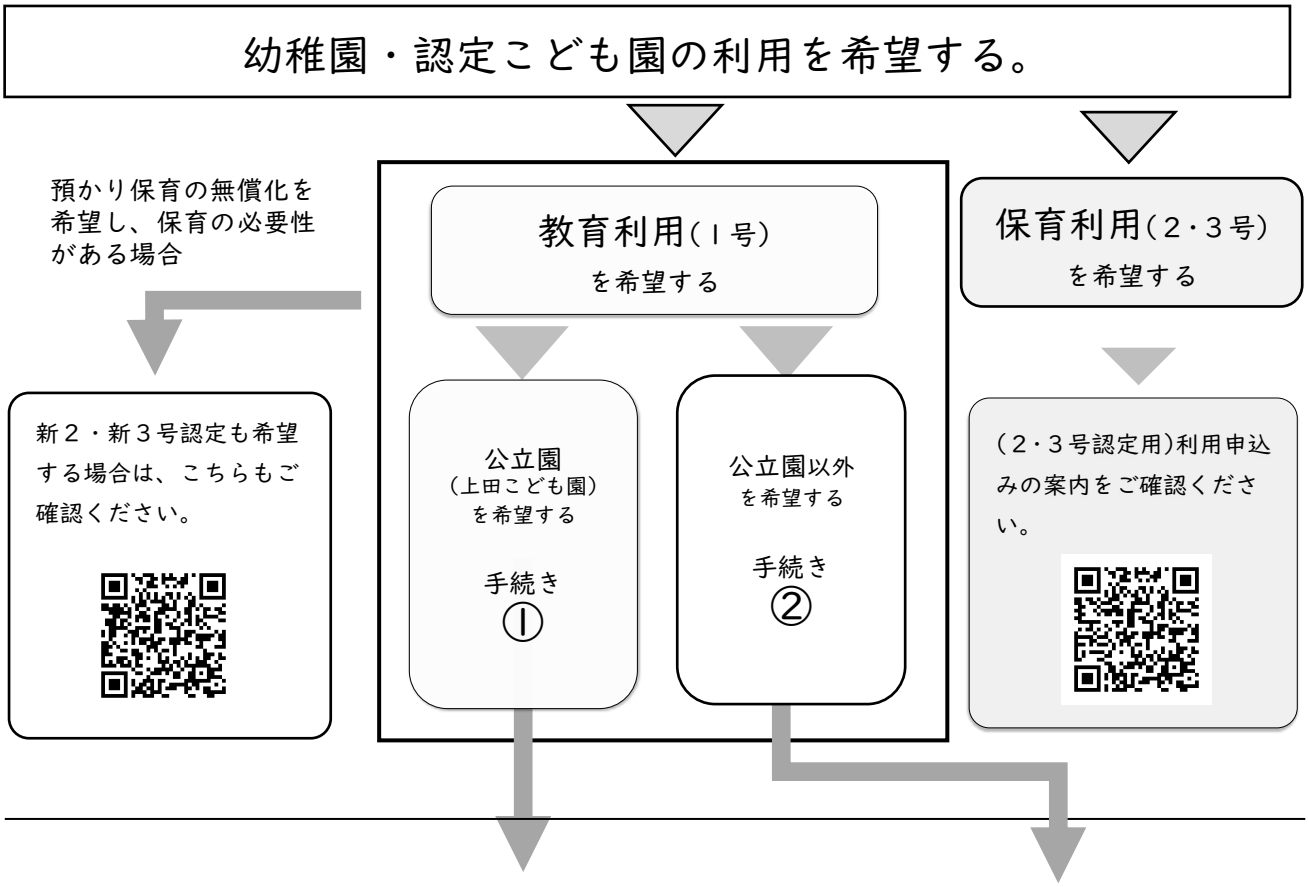
保護者が就労などの理由により教育標準時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、預かり保育を利用することができます。施設ごとに預かり保育の実施状況は異なるため、利用方法や料金等は直接各施設にお問い合わせください。

預かり保育を利用し、その利用料が**無償化の対象**となるためには**「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」**を受ける必要があります。別の手続きが必要となりますので、詳しくは、案内冊子をご覧ください。

詳細を Check!



3．利用手続きガイド



		手続き①	手続き②
		公立認定こども園（上田こども園） ※詳細はＰ５～をご参照ください。	公私連携認定こども園・ 私立認定こども園・私立幼稚園
受付期間		【４月入園に係る一次受付期間】 **令和８年１１月１６日(月)～ ２７日(金)**	希望施設に直接お問い合わせください。
手続きの流れ↓↓	ステップ１	市役所(保育こども園課)へ申込書類一式をご提出ください	希望施設へ直接入園申込みを行います。
	ステップ２	市役所から内定連絡を行います。 ※定員を超える場合、市役所で選考を行います。	各施設から内定の連絡を行います。 ※定員を超える場合は、各施設で選考を行います。施設経由で給付認定申請を行ってください。
	ステップ３	園にて面談実施後、入園決定となります。	園から入園決定の連絡を行います。 ※面談等については、内定施設にご確認ください。

■注意事項

・入園が決まった方には、教育･保育給付認定通知(支給認定証)を送付します。
（上田こども園の４月入園については１月下旬頃送付予定。）

・心身に障がいがあることや発達支援保育を希望する場合は、先に「豊見城市発達支援保育審査会」を受ける必要があります。
※詳しくは、豊見城市保育こども園課（TEL:098-850-5088）にお問い合わせください。

・小学校区外児童が小学校近くのこども園に入園した場合でも、その小学校への入学を保証するものではありません。
※詳しくは、豊見城市学校教育課（TEL:098-850-0035）に問い合わせください。

4.『教育・保育給付認定』申請に必要な書類について

【全ての方が必要な書類】　«子ども１人につき１部»

・令和９年度　教育･保育給付認定申請書(１号認定用)兼施設利用申込書 ※P10 記入例参照

【該当する方のみ必要な書類】　«世帯につき１部»

世帯状況確認書類［次のいずれかに該当する場合］

No.	世帯状況	確認書類
1	生活保護世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚の場合は対象外	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本
3	ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育の必要な証明」の提出が必要です
4	里親世帯等、児童養護施設へ入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書
5	保護者の一方が市外在住の場合や、令和８年（または令和９年）１月１日時点で豊見城市に住所が無い場合	個人番号（マイナンバー）を申込書の裏面に記入 ※記入がし難い場合や情報連携で情報を取得出来ない場合は令和８年度又は令和９年度もしくはその両方の市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）
6	在宅障がい者（児）のいる世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①身体、精神障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書

【公立上田こども園を利用希望する方のみ必要な書類】［次に該当する場合］

No.	世帯状況	確認書類
1	市外から転入予定で申込みされる方［４月申込のみ］ ※令和９年３月 31 日までに転入予定の方	以下の①・②のすべて ①**転入に係る誓約書** ②現住所の住民票謄本
2	校区内に転居予定で申込みされる方［４月申込のみ］ ※令和９年３月 31 日までに転居予定の方	**転入に係る誓約書**

○各種証明書類は提出時から３ヵ月以内に発行されたものに限ります。
○「**転入に係る誓約書**」は保育こども園課窓口もしくは豊見城市ホームページから取得できます。

５．公立認定こども園の利用案内（上田こども園・１号認定）

公立上田こども園の利用については下記のとおりです。

公立以外の認定こども園や幼稚園の１号認定での利用を希望する場合、申込時期や選考方法等については、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

対象児童

３歳児：令和５(2023)年４月２日 ～ 令和６(2024)年４月１日生まれ

４歳児：令和４(2022)年４月２日 ～ 令和５(2023)年４月１日生まれ

５歳児：令和３(2021)年４月２日 ～ 令和４(2022)年４月１日生まれ

施設情報

■施設概要

施 設 名 称	豊見城市立幼保連携型認定こども園　上田こども園
所　在　地	豊見城市宜保一丁目１番地４
定　　員	３歳児　１０名 、４歳児　２０名 、５歳児　３５名
開　園　日	月曜日　～　金曜日
教育標準時間	８：１５　～　１４：００（昼食あり）
休　園　日	土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（６月 23 日）、夏季・秋季・冬季・春季休業日 その他市長が指定した日又は園長が特に必要と認めあらかじめ市長の承認を得た日

■給食費

月額　５,０００円	（内訳）主食費：５４０円、副食費：４,４６０円※

※住民税所得割額７７,１０１円未満の世帯の子ども、第３子以降の子ども(小学校１～３年生および認可保育所等に入園する兄姉が２人以上いる場合)、生活保護世帯、里親世帯については副食費が免除されます。

納付期限：当月分を毎月２５日（※土日祝にあたる場合は翌営業日）

納付方法：口座振替または納付書

※口座振替が可能な金融機関は、琉球銀行・沖縄銀行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県労働金庫・沖縄県農業協同組合・ゆうちょ銀行です。

■預かり保育

実 施 日	実施時間	費　　用
月曜日 ～ 金曜日	７：３０ ～　８：１５	日額　３００円
	１４：００ ～ １８：３０	日額　５００円（おやつ代込み）
土曜日・長期休業日	７：３０ ～ １８：３０	日額　１，３００円（おやつ代込み）

※休園日の預かり保育の利用については、給食準備・人員配置等が必要なことから事前申請が必要です。

※預かり保育を利用し、その利用料が**無償化の対象**となるためには「**保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)**」を受ける必要があることから、別の手続きも必要となります。詳細は、その内容の案内冊子をご確認ください。

申込方法

【４月入園の申込み】（上田こども園・１号認定）

１次受付は、小学校区内児童及び在園児のきょうだい児のみ受付を行います。
その後、２次受付では小学校区外を含むすべての児童を受付。２次受付終了後は随時受付（先着順）。

１次受付

対　　象：①小学校区内(転入･転居予定含む)に在住する児童
　　②引き続き上田こども園を利用する児童のきょうだい児
期　　間：**令和８年 11 月 16 日(月) ～ 令和８年 11 月 27 日(金)　8 時 30 分～17 時 15 分**
場　　所：豊見城市役所　保育こども園課（庁舎２階８番窓口）
申込方法：①教育･保育給付認定申請書(１号認定用)兼施設利用申込書
　　②該当する方のみ必要な書類［ひとり親世帯等］※詳しくは必要書類(Ｐ４)をご確認ください。

▼

選考

入園申込みの締め切り後、定員(受入枠)を超える申込みがあった場合は抽選を行います。
抽選結果等は後日お知らせいたします。
優先順：① 継続を希望する在園児⇒② 校区内に在住する新規児童⇒③ 在園児のきょうだい児

▼

２次受付

対　　象：すべての児童（小学校区外を含む）
期　　間：**令和８年 12 月 14 日(月) ～ 令和８年 12 月 25 日(金)　8 時 30 分～17 時 15 分**
※受付場所や申込方法については、１次受付と同じです。
※市外在住の方（転入予定は除く）は、お住まいの市町村を通して広域入所の手続きが必要です。
　お住まいの市町村へお問い合わせください。

▼

内定（１月下旬予定）

内定した方へは、内定通知を送付します。内定施設にてお子さんと一緒に面談を受けてください。
※心身に障がいがありかつ発達支援保育審査会にて集団保育が可能と判断された児童、または面談等にて特別な配慮を要すると思われる児童については、保育士の追加配置などで施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留となることがあります。

▼

決定（３月上旬予定）

入園が決定した方へは、入園決定のお知らせをお送りします。

【５月入園以降の申込み】

随時受付を行いますので、必要書類(Ｐ４)を保育こども園課にご提出ください。
受入枠に空きがある場合は申込み順に順次案内します。
受入枠に空きがない場合は、空きが出た際にキャンセル待ちの順に随時ご案内いたします。

注意事項

・令和８年度の利用申込みされている方も、令和９年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。
・郵送での提出の場合、未着について市は一切責任を負いませんので簡易書留など配達記録の残る方法を推奨しています。
・心身に障がいがありまたは発達支援保育を希望される方は、追加書類や発達支援保育審査会へのご案内がありますので、保育こども園課(TEL:098-850-5088)までお問い合わせください。
・申込み後、入園を辞退される場合は、必ず保育こども園課に連絡してください。

６．市内の幼稚園・認定こども園の一覧（１号認定）

※各施設の情報は令和８年８月時点の内容です。令和９年４月に向け変更になる可能性があります。
下記一覧は概要を掲載しておりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

【認定こども園】

	種別	施設名	所在地	認定区分	定員 ３歳	４歳	５歳	計	開所時間 開所日
			預かり保育・延長保育を行う時間		預かり保育・延長保育の利用料 月単位		時・日単位		給食費
1	公立	上田こども園 TEL850-7876	宜保 1-1-4	1号	10	20	35	65	8:15-14:00 （月-金）
			① 7:30- 8:15（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③ 7:30-18:30（土・長期休日）		－		①日額 300 円 ②日額 500 円 ③日額 1,300 円		主食費 0,540 円 副食費 4,460 円
2	公私連携	長嶺こども園 TEL851-3254	饒波 1018-3	1号	5	5	5	15	8:30-14:00 （月-金）
			① 7:30- 8:30（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③ 8:30-18:30（土・長期休日）		－		①30 分 200 円 ②日額 450 円 ③日額 450 円		※
3	公私連携	座安こども園 TEL987-0107	座安 55-2	1号	7	8	10	25	8:00-13:30 （月-金）
			① 7:30- 8:00（月-金） ②13:30-18:30（月-金） ③ 8:00-18:30（土・長期休日）		－		①30 分 200 円 ②日額 450 円 ③日額 450 円		※
4	公私連携	豊見城こども園 TEL851-5527	高嶺 446-96	1号	8	8	9	25	8:15-13:45 （月-金）
			① 7:45- 8:15（月-金） ②13:45-18:15（月-金） ③ 8:15-18:15（土・長期休日）		－		①30 分 200 円 ②日額 450 円 ③日額 450 円		※
5	公私連携	伊良波こども園 TEL850-5005	伊良波 382	1号	5	5	5	15	8:30-14:00 （月-金）
			① 7:30- 8:30（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③ 8:30-18:30（土・長期休日）		－		①30 分 200 円 ②日額 500 円 ③日額 1,300 円		※
6	公私連携	とよみこども園 TEL850-7391	根差部 579-1	1号	5	5	5	15	8:30-14:00 （月-金）
			① 7:30- 8:30（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③ 8:30-18:30（土・長期休日）		－		①日額 200 円 ②日額 500 円 ③日額 1,300 円		※
7	公私連携	豊崎こども園 TEL851-3887	豊崎 1-1190	1号	8	8	9	25	8:30-14:00 （月-金）
			① 7:30- 8:30（月-金） ②14:00-18:30（月-金） ③ 8:30-18:30（土・長期休日）		－		①30 分 200 円 ②日額 450 円 ③日額 450 円		※

※直接、園にお問い合わせください。

	種別	施設名	所在地	認定区分	定員 3歳	4歳	5歳	計	開所時間 開所日
			預かり保育・延長保育を行う時間		預かり保育・延長保育の利用料 月単位		時・日単位		給食費
8	公私連携	ゆたかこども園 ℡850-2700	豊見城 601-2	1号	10	15	20	45	8:00-13:30 (月-金)
			① 7:30- 8:00（月-金） ②13:30-18:00（月-金） ③ 8:00-18:00（土・長期休日）		①月額 2,000 円 ②月額 7,000 円 ③月額 7,000 円		①日額 200 円 ②日額 500 円 ③日額 1,300 円		※
9	私立	おなが認定 こども園 ℡850-1498	翁長 647-6	1号	5	5	5	15	9:00-14:00 (月-金)
			① 7:00- 9:00（月-金） ②14:00-18:00（月-金）		月額 7,000 円		日額 450 円		※
10	私立	ゆたか認定 こども園 ℡850-5992	高嶺 589	1号	8	8	9	25	9:00-14:00 (月-金)
			① 7:00- 9:00（月-金） ②14:00-18:00（月-金）		月額 9,000 円		－		※
11	私立	認定こども園 とよみ保育園 ℡850-1122	真玉橋 238-1	1号	5	5	5	15	8:00-13:30 (月-金)
			① 7:00- 8:00（月-金） ②13:30-18:00（月-金） ③ 8:00-18:00（土・長期休日）		①月額 3,000 円 ②月額 7,000 円 ③月額 7,000 円		①日額 300 円 ②日額 500 円 ③日額 1,300 円		※
12	私立	認定こども園 ﾚｷｵｽｷｯｽﾞ ｶﾞｰﾃﾞﾝ ℡987-1102	豊見城 696-1	1号	5	5	5	15	8:00-13:30 (月-金)
			① 7:00- 8:00（月-金） ②13:30-18:00（月-金） ③ 8:00-18:00（土・長期休日）		①月額 3,000 円 ②月額 7,000 円 ③月額 7,000 円		①日額 300 円 ②日額 500 円 ③日額 1,300 円		※
13	私立	ドレミ認定 こども園 ℡856-1822	名嘉地 333-2	1号	5	5	5	15	8:30-13:30 (月-金)
			① 7:30- 8:30（月-金） ②13:30-18:00（月-金）		月額 4,000 円		－		※
14	私立	へいわだい認定 こども園 ℡856-3588	宜保 3-4-6	1号	5	5	5	15	8:30-13:30 (月-金)
			① 7:00～ 8:00(月-金） ② 8:00～ 8:30(月-金） ③13:30～16:30(月-金） ④16:30～17:00(月-金） ⑤17:00～18:00(月-金）		①月額 4,500 円 ②月額 1,500 円 ③月額 3,000 円 ④月額 1,500 円 ⑤月額 1,000 円		日額 450 円		※
15	私立	聖マタイ幼稚園 ℡850-3837	豊見城 977-1	1号	28	17	15	60	8:00-14:00 (月-金)
			① 7:30～ 8:00(月-金） ②14:00～18:00(月-金） ③ 8:00～18:00(土・長期休日）		－		日額 450 円		※

※直接、園にお問い合わせください。

７．幼稚園・認定こども園（１号認定子ども）の利用に関するＱ＆Ａ

Q．認定こども園に入園させたいのですがどこに申込みしたらいいですか。

A．公立の上田こども園をご希望の場合は保育こども園課にお申込みください。
公立以外の認定こども園をご希望の場合は、各施設にて申込書配布から受付を行います。詳しくは、各施設にお問い合わせください。
※小学校区にあわせて入園をお考えの場合は豊見城市指定通学区域をご参照ください→

Q．仕事をしていなくても認定こども園を利用できますか。

A．３歳以上であればどなたでも利用ができます。ただし、保育の必要性がないため教育標準時間での利用となります。詳しくは、ＰＩをご確認ください。

Q．本年度の利用申込みを行い、現在キャンセル待ちです。次年度の利用申込みは必要ですか。

A．令和８年度の利用申込みされている方も、令和９年度の利用を希望する場合は再度申込みが必要です。

Q令和９年４月の利用申込みをしましたが結果はいつ分かりますか。

A．公立の上田こども園は１月下旬頃に市役所から各家庭に封書でお知らせいたします。公立園以外については、各施設で申込（受付）～選考～利用決定を行っておりますので直接施設にお問い合わせください。

Q．保育料は無償化となりましたが、それ以外の費用はかかりますか。

A．保育料以外の費用として、園独自の教育を行うための「上乗せ徴収分」や「給食費」、「教材費」、「行事費」などがあります。これらは、保護者の自己負担となります。費用の内容や金額は、施設ごとに異なるため直接施設にお問い合わせください。

Q．副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか。

A．保護者の市町村民税額に基づき副食費徴収の有無を決定します。未申告の保護者については税申告をしていただき保育こども園課までに申告した旨ご連絡ください。令和８年（または令和９年）１月１日時点で豊見城市に住所を有していない保護者は申込書に個人番号（マイナンバー）の記入、もしくは所得課税証明書を提出してください。

Q．保護者ともに就労しているため預かり保育を利用していますが無償化の対象となりますか。

A．保育の必要性の認定を受けることで無償化(上限額あり)の対象となります。別途「子育てのための施設等利用給付認定(**新**２・３号認定)」の申請手続きが必要です。

Q．２号認定で利用中ですが退職したため１号認定に切り替えて利用できますか。

A．申し込みなどの手続きは必要ですが、変更する（切り替える）ことは可能です。上田こども園を除く施設では、１号認定児童の受け入れは、施設で利用決定を行うために、２号認定が喪失する前に施設と調整などを行ってください。
（上田こども園は、保育こども園課まで連絡をお願いします。）

Q．これから就労する予定ですが２号認定に切り替えて利用できますか。

A．手続きとしては、可能です。２号認定での施設利用は、利用調整（選考）を経るため、入所希望月の受付締切日までに申込みを行う必要があります。詳細は、認定こども園・保育園等利用申込みの案内冊子を確認してください。

Q．長期間お休みしたいのですが、手続等は必要になりますか。

A．１か月以上登園しない場合は、休園届を提出してください。休園届の提出がない場合や正当な理由がなく１か月以上休園する場合は退園となります。また、休園中であっても利用者負担額は全額納付となります。

Q．市外に転出しますが施設を継続して利用できますか。

A．転出前に継続の可否を利用施設に確認をしてください。継続利用が可能な場合は転出先の市町村でも１号認定を受ける手続きが必要です。

Q．退園したい場合はどのような手続きが必要ですか。

A．利用施設に退所届を提出してください。

8．教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書の記入例

令和９年度　教育･保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書

（ １ 号 認 定 用 ）

記入例

殿

署名または記名押印をお願いします

年　　月　　日

保護者氏名　　豊見城　母美

裏面の同意事項に同意の上、次のとおり、子どものための教育･保育給付認定及び施設利用を申し込みます。

	氏名	性別	生年月日	住所
１ 申請子ども	ふりがな とみぐすく　たろう 豊見城　太郎	男・女	R　　年　月　日 R9.4.1時点の年齢（　　歳）	豊見城市字〇〇番地△△ 連絡先（優先順） ① 090 － 1234 － 5678　（続柄：父） ② 090 － 5678 － 1234　（続柄：母）

現在の保育状況	健康状況
☐ 認可保育園･こども園を利用（施設名：　　）	①心身障がい等　☑無　☐有（身障／療育／特児）　☐通所受給者証
☐ 認可外保育施設を利用（施設名：　　）	②医療的ケア　☑無　☐有
☑保護者が自宅で保育	障害児支援保育の利用希望　☑無（※）　☐有
☐ 保護者が自宅外(勤務先　　)	※「無」の場合でも、①②で「有」に該当のある子どもは、豊見城市発達保育審査会にて審査を受けて頂く必要があります。
☐ 祖父母等の親族が保育	④上記の①②③で「有」に該当する方は内容を記入して下さい。
☐ 親族以外が保育	
☐ その他（　　）	

該当するものに☑

２世帯員および同居者の状況（申請子ども以外）	氏名	続柄	生年月日	居住状況	勤務先又は学校名
	豊見城　父男	父	H 1 年 1 月 1 日	同･別	豊見城小学校
	豊見城　母美	母	H 2 年 1 月 3 日	同･別	豊見城中学校
			年　月　日	同･別	

☑下記該当なし

☐生活保護世帯
☐ひとり親世帯
☐ひとり親に準ずる世帯
☐里親世帯等
☐保護者の一方が市外在住の場合
☐同一世帯に障がい者のいる世帯（該当者の氏名名：　　）

※該当がある場合は別途書類の提出が必要となります。

該当する場合、書類の提出が必要になります。（案内冊子参照）

３ 利用希望		
	期　間	令和　9　年　4　月　1　日　～　令和　10　年　3　月　31　日
	施設名	〇〇こども園
	預かり保育の利用 ※実際の利用は利用施設への申込が必要です。	☑ 利用希望しない。 ☐ 利用希望する。（新２・３号利用　☐あり　☐なし） ※預かり保育を利用し、その利用料が無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定[新２･３号])」を受ける必要があり、別途手続きが必要となります。※既認定者は不要。

◎申込書裏面

４ 個人番号（マイナンバー）記入欄

「本人・父・母」は必ず全員記入してください。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

令和８年１月１日の居住市町村（　　那覇市　　）、　令和９年１月１日の居住市町村（　　豊見城市　　）

氏名	続柄	個人番号（マイナンバー）
豊見城　太郎	本人	
豊見城　父男	父	
豊見城　母美	母	

申請する児童および父母のマイナンバーは必ずご記入ください。また、市外にお住まいだった場合は必ずその自治体名を記入してください。

※個人番号（マイナンバー）の記入が困難な場合は、令和７年度又は令和８年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出が必要です。

◎関係手続き（市のホームページにとびます。）

１．幼稚園・認定こども園（１号認定）利用案内

対象施設：幼稚園（新制度移行済）、認定こども園
対象年齢：満３歳以上
区　　分：教育認定
保 育 料：無償
時　　間：（例）８時 15 分～14 時

この案内関連

２．施設等利用給付認定申請（新２号・新３号認定）

内　　容：預かり保育分の無償化（月額及び日額で上限額あり）
【幼稚園（未移行）、特別支援学校】→教育時間と預かり保育分
【幼稚園（移行済）、認定こども園】→預かり保育分
認定要件：【新２号】⇒保育の必要性があること
：【新３号】⇒保育の必要性があること＋非課税世帯
対象施設：幼稚園（未移行）、特別支援学校、認定こども園、幼稚園（移行済）
※幼稚園（未移行）、特別支援学校での認定は、新１号認定も含みます。

３．施設等利用給付認定申請（新１号認定）

内　　容：教育時間の無償化（月額の上限額あり）
対象施設：【幼稚園（未移行）、特別支援学校】の教育時間のみ
対象年齢：満３歳以上
※国立の特別支援学校においては、上限額が異なります。

４．認定こども園・保育園等利用申込み（２号・３号認定）

対象施設：保育園、認定こども園（保育）、地域型保育事業所
対象内容：【２号】クラス年齢３歳以上（R9.4.1 時点）
【３号】クラス年齢３歳未満（R9.4.1 時点）
必 要 量：保育標準時間、保育短時間

豊見城市
TOMIGUSUKU　CITY
〒９０１－０２９２　豊見城市宜保一丁目１番地１
豊見城市役所　こども未来部　保育こども園課
ＴＥＬ：０９８－８５０－５０８８